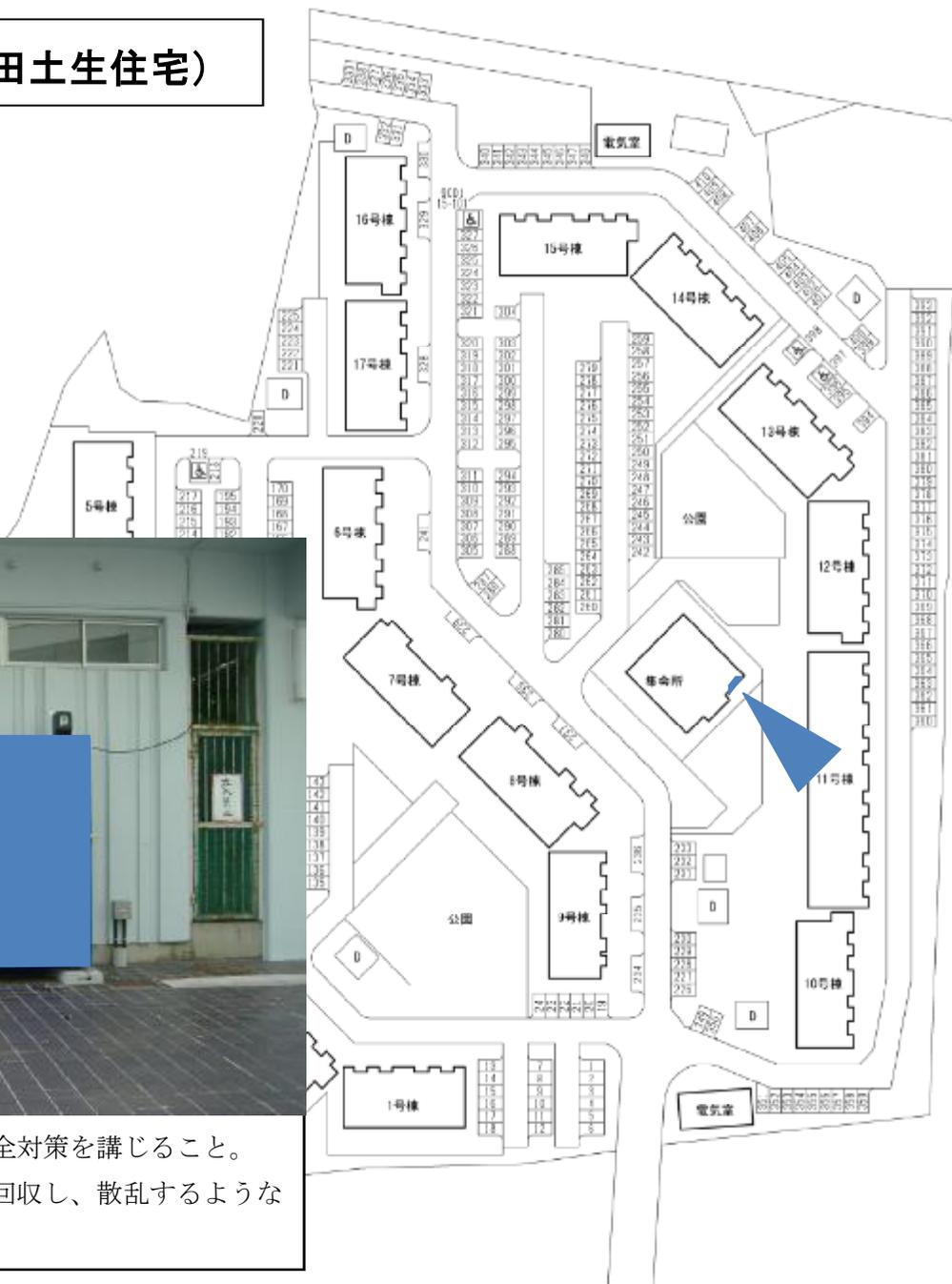
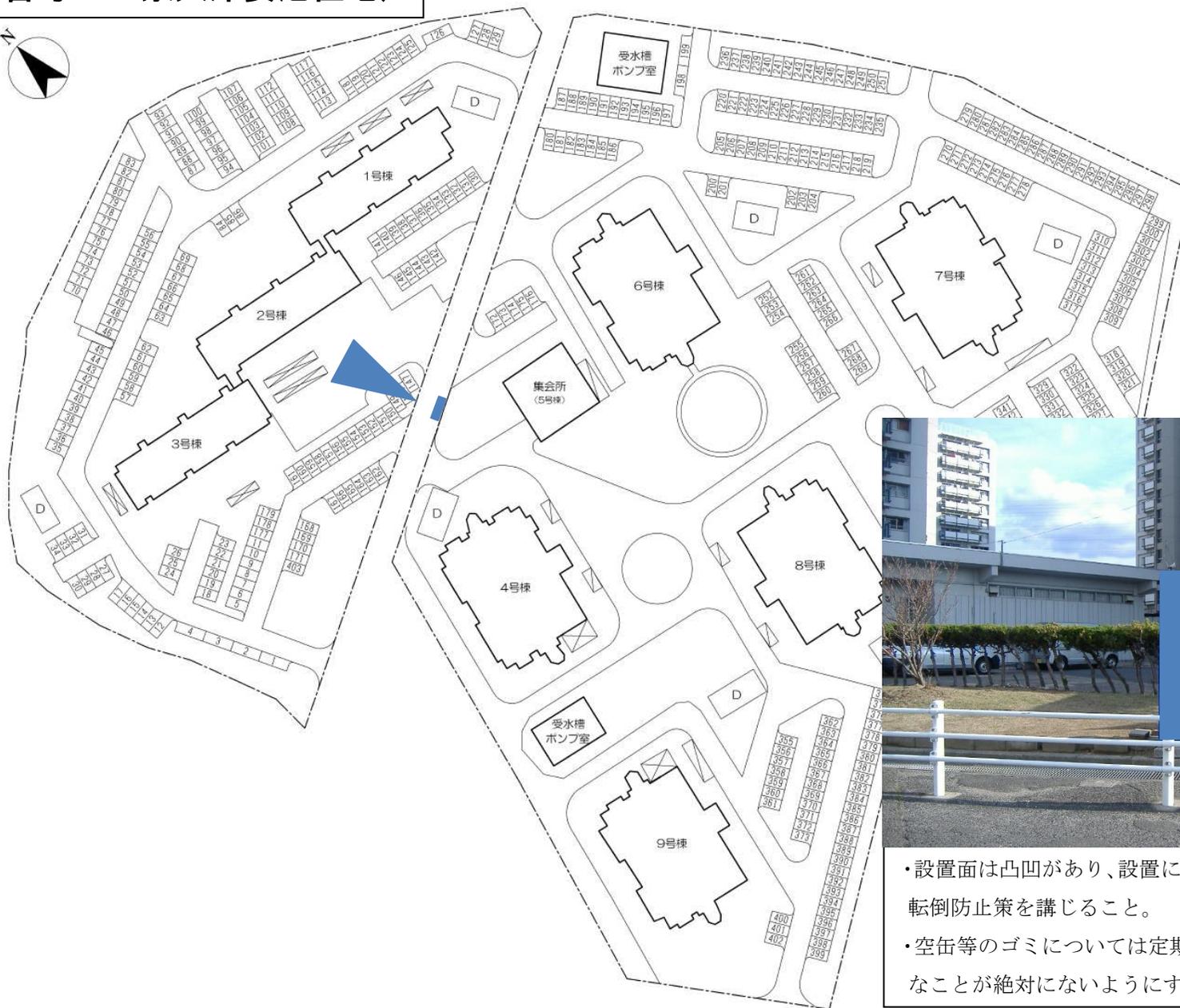


(物件番号20 岸和田土生住宅)



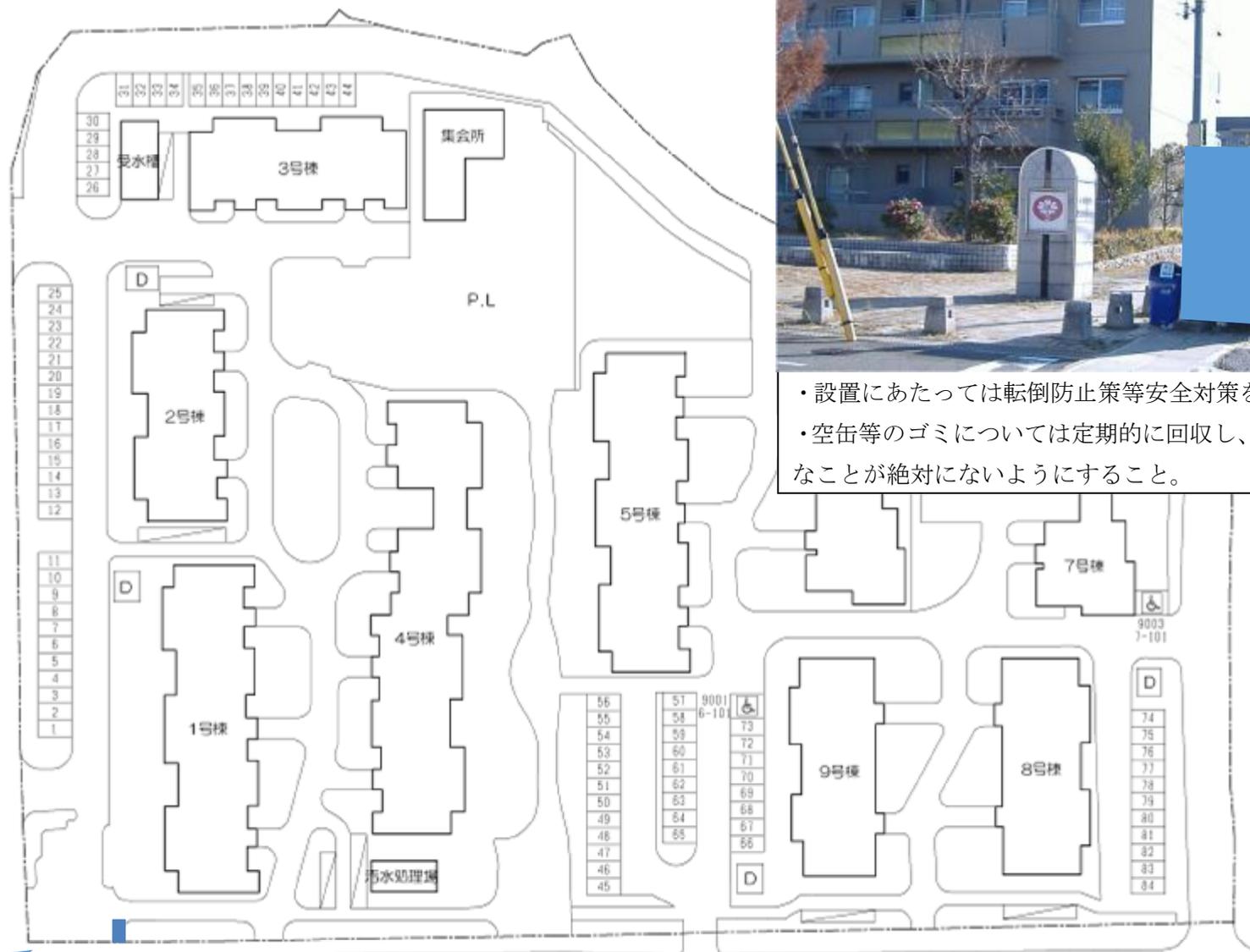
- ・ 設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- ・ 空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱することが絶対にならないようにすること。

(物件番号21 泉大津要池住宅)



- 設置面は凸凹があり、設置にあたっては据付面を整地し転倒防止策を講じること。
- 空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にならないようにすること。

(物件番号22 泉大津東助松住宅)



- ・設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- ・空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にならないようにすること。

(物件番号23 泉大津助松住宅)



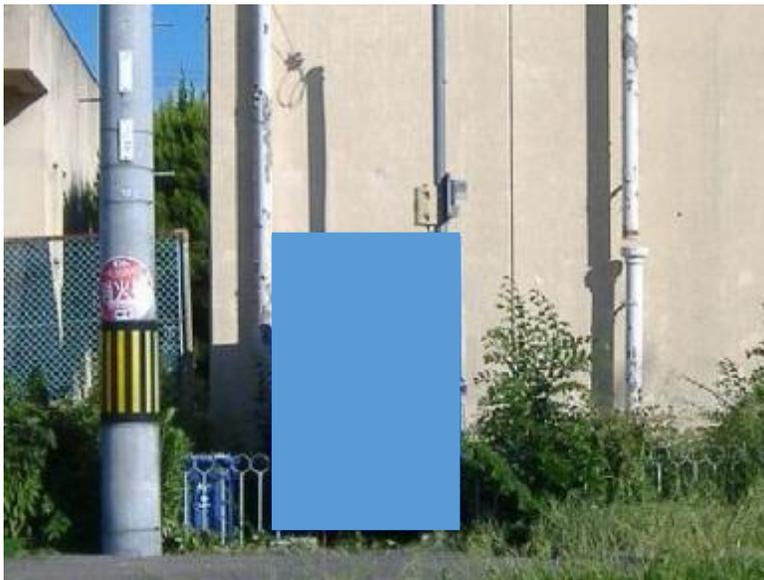
- ・設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- ・空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にならないようにすること。
- ・空缶回収ボックスについては、強風等による飛散防止の対策を講じること。

(物件番号24 貝塚王子住宅)



- 設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- 空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にならないようにすること。

(物件番号25 佐野泉陽ヶ丘住宅)



- 設置場所に鉄柵あり。鉄柵を切断し敷地内に設置。切断面はケガ防止のため加工処理を行うこと。なお、撤去の際、鉄柵は原状回復すること。
- 設置にあたり植栽等は自治会と協議のうえ撤去し事業者の責任で廃棄すること。
- 設置面は凹凸があり、設置にあたっては据付面を整地し転倒防止策を講じること。
- 空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にならないようにすること。

(物件番号26 高石加茂住宅)



- ・設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- ・空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にならないようにすること。